

二宮町信用保証料補助金制度

	二宮町制度融資	神奈川県制度融資															
内容	二宮町制度融資を利用し、神奈川県信用保証協会の信用保証を受けた企業に対し、信用保証料の一部を補助します。	神奈川県制度融資を利用し、神奈川県信用保証協会の信用保証を受けた中小企業者に対し、信用保証料の一部を補助します。															
対象融資	<ul style="list-style-type: none"> ● 二宮町中小企業金融対策資金融資 ● 二宮町創業者金融対策資金 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小口零細企業保証資金 ● 小規模クイック融資 															
補助額	<p>保証料払込額の1/3に相当する額を補助し、かつ2/3に相当する額については、10万円を限度に補助します。 ※100円未満の端数切捨て</p> <p>〈例〉保証料払込額が158,125円の場合 $158,125\text{円} \times 1/3 = 52,708\text{円} \cdots ①$ $158,125\text{円} \times 2/3 = 105,417\text{円}$ 限度額を超えたため105,417円 ≈ 100,000円…② $\therefore \text{補助額} = ① + ②$ $= 152,708\text{円}$ $\approx 152,700\text{円}$</p>	<p>保証料払込額に相当する額について、5万円を限度に補助します。 ※100円未満の端数切捨て</p> <p>〈例〉保証料払込額が158,125円の場合 $158,135\text{円} \geq 50,000\text{円} \text{ のため}$ 補助額 = 50,000円</p> <p>〈例〉保証料払込額が49,850円の場合 $49,850\text{円} \leq 50,000\text{円} \text{ のため}$ 補助額 = 49,850円</p>															
補助対象者	<p>ア 「中小企業団体の組織に関する法律第5条」に定める中小企業者であること。</p> <p>イ 町内に事業所を有し、原則として2年以上同一の事業を継続して営んでいること。</p> <p>ウ 町税及び国民健康保険税を完納していること。</p> <p>※法人の場合は、法人及び代表者の住民税・固定資産税・軽自動車税を完納していること。</p> <p>※二宮町創業者金融対策資金融資利用者は、町税のみ完納していること。</p>																
取扱金融機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金融機関</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中南信用金庫 二宮支店</td> <td>二宮町二宮899-8</td> <td>0463-71-1251</td> </tr> <tr> <td>中南信用金庫 中里支店</td> <td>二宮町中里2-3-34</td> <td>0463-71-7272</td> </tr> <tr> <td>さがみ信用金庫 二宮支店</td> <td>二宮町二宮206</td> <td>0463-72-2511</td> </tr> <tr> <td>横浜銀行 二宮支店</td> <td>二宮町二宮147-1</td> <td>0463-71-0384</td> </tr> </tbody> </table>	金融機関	住所	連絡先	中南信用金庫 二宮支店	二宮町二宮899-8	0463-71-1251	中南信用金庫 中里支店	二宮町中里2-3-34	0463-71-7272	さがみ信用金庫 二宮支店	二宮町二宮206	0463-72-2511	横浜銀行 二宮支店	二宮町二宮147-1	0463-71-0384	
金融機関	住所	連絡先															
中南信用金庫 二宮支店	二宮町二宮899-8	0463-71-1251															
中南信用金庫 中里支店	二宮町中里2-3-34	0463-71-7272															
さがみ信用金庫 二宮支店	二宮町二宮206	0463-72-2511															
横浜銀行 二宮支店	二宮町二宮147-1	0463-71-0384															
申請方法	取扱金融機関を通じて、「二宮町中小企業信用保証料補助金交付申請書」を提出してください。 申請書は金融機関にあります。																

令和7年度版

二宮町 中小企業金融の しおり



詳しくはお気軽にご相談・お問い合わせください。

制度融資に関する内容については、二宮町産業振興課商工観光班までご連絡ください。

二宮町産業振興課商工観光班

0463-71-5914 (平日8:30~17:15)



※具体的な融資のご相談は、お取引のある又は最寄りの取扱金融機関へご相談ください。

二宮町産業振興課商工観光班

二宮町制度融資

	二宮町中小企業金融対策資金融資	二宮町創業者金融対策資金融資															
内容	町内に事業所をもつ中小企業者が、事業を運営していくための資金を必要とするとき、自己調達の困難な方々がこの制度を利用することにより、中小企業の合理化と振興を金融面から支援するものです。	町内において、中小企業者の創業に必要な資金調達を円滑にすることにより、中小企業の健全な育成振興を金融面から支援するものです。															
仕組	町が一定の金額を取扱金融機関に預託し、町資金を預託された取扱金融機関はこれに自己資金を加え、町及び取扱金融機関の定めに従い町内の中小企業者に貸付けています。	町が一定の金額を取扱金融機関に預託し、町資金を預託された取扱金融機関はこれに自己資金を加え、町及び取扱金融機関の定めに従い町内での創業者等に貸付けています。															
融資対象者	<p>ア 「中小企業団体の組織に関する法律第5条」に定める中小企業者のうち、当該企業の発行株式の総数又は出資の総数の2分の1を超えた出資が中小企業以外の企業から行われていない事業者であること。</p> <p>イ 町内に事業所を有し、原則として1年以上事業を継続して営んでいること。</p> <p>ウ 町税及び国民健康保険税を完納していること。 ※法人の場合は、法人及び代表者の住民税・固定資産税・軽自動車税を完納していること。 ※法人代表者が町外に在住の場合、お住まいの市区町村にて完納証明書を発行し、申請時にご提出ください。</p>	<p>ア 「中小企業団体の組織に関する法律第5条」に定める中小企業者のうち、当該企業の発行株式の総数又は出資の総数の2分の1を超えた出資が中小企業以外の企業から行われていない事業者であること。</p> <p>イ 産業競争力強化法第2条第23項第1号、第3号又は新たに事業を開始した中小企業者であって、当該事業を開始した日以後1年を経過していないこと。</p> <p>ウ 町税を完納していること。 ※転入者の場合は、従前の課税地で完納していることを証明する書類を発行し、申請時にご提出ください。</p> <p>エ 町の創業支援事業計画に位置付けている特定創業支援事業を修了し、町から当該事業を修了したことを証する書類の交付を受けていること。</p>															
資金用途	運転資金、設備資金、運転設備併用資金のいずれか。	運転資金、設備資金、運転設備併用資金のいずれか。															
限度額	1,500万円 (融資限度額内での再融資可)	1,000万円 (融資限度額内での再融資可)															
融資期間	7年以内 (原則として分割返済)	10年以内 (原則として分割返済)															
年利率	1.5%以内 (利子補助制度活用可)	1.6%以内 (利子補助制度活用可)															
信用保証	保証付き (信用保証料補助制度活用可)	保証付き (信用保証料補助制度活用可)															
取扱金融機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金融機関</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中南信用金庫 二宮支店</td> <td>二宮町二宮899-8</td> <td>0463-71-1251</td> </tr> <tr> <td>中南信用金庫 中里支店</td> <td>二宮町中里2-3-34</td> <td>0463-71-7272</td> </tr> <tr> <td>さがみ信用金庫 二宮支店</td> <td>二宮町二宮206</td> <td>0463-72-2511</td> </tr> <tr> <td>横浜銀行 二宮支店</td> <td>二宮町二宮147-1</td> <td>0463-71-0384</td> </tr> </tbody> </table>		金融機関	住所	連絡先	中南信用金庫 二宮支店	二宮町二宮899-8	0463-71-1251	中南信用金庫 中里支店	二宮町中里2-3-34	0463-71-7272	さがみ信用金庫 二宮支店	二宮町二宮206	0463-72-2511	横浜銀行 二宮支店	二宮町二宮147-1	0463-71-0384
金融機関	住所	連絡先															
中南信用金庫 二宮支店	二宮町二宮899-8	0463-71-1251															
中南信用金庫 中里支店	二宮町中里2-3-34	0463-71-7272															
さがみ信用金庫 二宮支店	二宮町二宮206	0463-72-2511															
横浜銀行 二宮支店	二宮町二宮147-1	0463-71-0384															
申込方法	取扱金融機関を通じて、「二宮町中小企業金融対策資金融資申込書」を提出してください。 申込書は金融機関にあります。																

二宮町制度融資利子補助制度

	二宮町中小企業金融対策資金利子補助制度	二宮町創業者支援利子補助制度
内容	「二宮町中小企業金融対策資金」の貸付を受けたとき、その借入資金利子の一部を補助します。	「二宮町創業者金融対策資金」の貸付を受けたとき、その借入資金利子の一部を補助します。
補助対象者	<p>ア 「二宮町中小企業金融対策資金融資」を利用中の事業者であること。</p> <p>イ 町税及び国民健康保険税を完納していること。 ※法人の場合は、法人及び代表者の住民税・固定資産税・軽自動車税を完納していること。</p>	<p>ア 「二宮町創業者金融対策資金融資」を利用中の事業者であること。</p> <p>イ 町税を完納していること。 ※転入者においては、従前の課税地で完納しているものとする。</p>
補助額	支払利息の 25% 相当 (100円未満の端数は切り捨て)	支払利息の 25% 相当 (100円未満の端数は切り捨て)
補助期間	7年以内	10年以内
申請方法	<p>申請は1年に1回行い、4月～3月に支払った利息に対して補助をします。 2月上旬から中旬にかけて、町から補助対象者へ補助金申請の案内書類を送付します。 期限までに申請書の提出をしていただきます。</p>	

日本政策金融公庫融資利子補助制度

	小規模事業者改善資金融資利子補助制度	創業者支援利子補助制度
内容	日本政策金融公庫小田原支店の「小規模事業者経営改善資金(マル経)」の貸付を受けたとき、その借入資金利子の一部を補助します。	日本政策金融公庫小田原支店の「創業者金融対策資金」の貸付を受けたとき、その借入資金利子の一部を補助します。
補助対象者	<p>ア 申請時点で町内に事業所があり現に営業していること。</p> <p>イ 二宮町商工会が行う経営指導を受け、「小規模事業者改善資金融資」を利用している事業者であること。</p> <p>ウ 日本政策金融公庫小田原支店から発行される借用のわかる証書等の写しを有していること。</p> <p>エ 町税及び国民健康保険税を完納していること。 ※法人の場合は、法人及び代表者の住民税・固定資産税・軽自動車税を完納していること。</p> <p>オ 貸付限度額1,500万円、貸付期間が7年以内の方</p>	<p>ア 申請時点で町内に創業した者であること。</p> <p>イ 町の特定創業支援事業を修了し、町から当該事業を修了したことを証する書類の交付を受け、「創業者金融対策資金融資」を利用している事業者であること。</p> <p>ウ 日本政策金融公庫小田原支店から発行される借用のわかる証書等の写しを有していること。</p> <p>エ 町税を完納していること。 ※転入者においては、従前の課税地で完納しているものとする。</p> <p>オ 貸付限度額1,000万円、貸付期間が10年以内の方</p>
補助額	支払利息の 25% 相当 (100円未満の端数は切り捨て)	支払利息の 25% 相当 (100円未満の端数は切り捨て)
補助期間	7年以内	10年以内
申請方法	<p>申請は1年に1回行い、4月～3月に支払った利息に対して補助をします。 2月上旬から中旬にかけて、町から補助対象者へ補助金申請の案内書類を送付します。 期限までに申請書の提出または電子申請をしていただきます。</p>	